

# 松戸市立第一中学校の部活動に係る活動方針と部活動規約

施行日：令和6年4月1日

## 学校教育目標

- 心身ともに健康で、活力に満ちた生徒の育成 (健康な生徒)
- 主体的に学習に取り組み、創意工夫する生徒の育成 (自ら学ぶ生徒)
- 社会性・創造性に富み、心豊かな生徒の育成 (心豊かな生徒)

## I 活動方針

- 1 目的 学校教育目標の実現に向け、自主的・自発的な集団活動を通して、生涯にわたり運動や文化に親しむ能力や態度を育てる。

### 【身に付けられる資質能力】

- 豊かな人間性
- 人間関係形成能力
- 責任感・帰属意識
- 専門的な知識及び技能
- 明るく充実した学校生活
- 想像力・創造力・表現力
- 規範意識・社会性・協調性
- 体力の向上や健康の維持
- 一人一人の個性
- 充実感や達成感
- ボランティア精神
- 地域との交流

- 2 部活動改革プロジェクト

＜基本的な考え方＞

- (1) 適切に実施される部活動が生徒の心身に与える教育効果は大きいという考えの基、効果的に部活動を実施し、生徒の心身の成長、資質能力の向上に繋げ、学校教育目標の達成に生かす。
- (2) 今後実施予定の部活動と地域の活動の連携等、これからの時代の部活動の在り方を考える視点を持ち、本活動方針並びに活動規約を徹底する上で、部活動を通じた教育効果を高めていくために、部活動運営の工夫・充実を目指す。
- (3) 生徒の個性を尊重し、自主性を重んじ、それぞれの特性とニーズに合わせた活動を行う。
  - ・豊かな人間性や社会性が育つ活動
  - ・「競技力向上」「楽しみ志向」等、互いに適性・興味関心を認め合える活動
  - ・生徒一人ひとりの能力（技術・体力等）を考慮した個々のレベルに対応できる活動

## II 活動規約（規定）

- 1 設置部活

原則、顧問が1名以上、活動可能な生徒が在籍し、活動場所が確保できるもの。

《文化系》美術・合唱・吹奏楽・演劇・コンピュータ・園芸・学習

《運動系》野球・男子バレーボール・女子バレーボール・男子バスケットボール・女子バスケットボール・男子卓球・女子卓球・男子テニス・女子テニス・サッカー・ソフトボール・陸上・剣道

《特 設》駅伝・水泳

- 2 部活動開設等

新たに部活動を開設する場合には、上記の原則を満たし、職員会議で協議し、最終的には校長の承認を必要とする。

### 3 入退部

- ・部活動は1年毎の入部希望をとる。「入部届」を担当・部活動顧問に提出し、入部とする。
- ・退部は、顧問・担任・保護者とよく話し合った上で、「退部届」を担当が渡し、顧問・担任に提出する。
- ・本人の適性や転部の希望があった場合、本人・保護者・担任・顧問と連携を取りながら部活変更を勧めることが望ましい。

### 4 顧問について

(1) 部活動顧問会を必要に応じて行い、情報の共有、適切な指導の在り方について議論し、指導力を高める機会とする。

(2) 適切な指導（セクハラ・パワハラ・体罰の防止）

指導にあたっては、「プレーヤーズ・ファースト」に努め、以下の3点の指導方針を充実させる。

①生徒指導の機能を生かした指導

- ・自己決定の場の設定（部員一人ひとりが考えを言える体制づくり）
- ・自己存在感の高揚（部員の存在を大切にし、独自性や個別性を大切にした指導）
- ・共感的人間関係の育成（お互いの良さを認め合う場の設定）

②対話を重視した指導

激励・称賛することを重視し、生徒の自主性・個性を尊重した指導を行う。

- ・スポーツの楽しさを実感させる。
- ・仲間との交流を充実させる。
- ・わかる喜びを味あわせる。（新しい発見）
- ・できる喜びを体験させる。（成熟感）

③指導者の意識改革

- ・セクハラ・パワハラ・体罰を見逃さない体制を構築する。（連絡体制の充実）
- ・科学的指導法、チームマネジメント等の研修の実施

(3) 事故防止と安全への配慮

①生徒の体調管理及びけがの防止に努める。（練習始めと終わりの健康観察の徹底）

②部活動における安全管理、安全指導を行う。（使用する道具の点検、活動場所の工夫、顧問が活動場所から離れた場合の活動内容等）

③気象状況に見合った練習内容の検討および災害発生に伴う安全確保を行う。（熱中症の防止等）

④事故が発生した場合、迅速かつ丁寧な対応を心がける。怪我の程度によっては管理職、養護教諭、担任、保護者への報告を必ず行い、記録をとっておくようにする。（※）

**※1 重篤な事故が発生した場合（心肺停止、骨折等）**

・応急措置（AED等）を行うと同時に、速やかに救急要請を行う。保護者と管理職への連絡を行う。

**※2 体調不良、怪我等で校外から自宅に生徒を帰宅する場合**

- ・基本は、保護者に連絡をとり、保護者に迎えにきてもらうようにする。
  - ・連絡がつかない場合は、必ず大人の目が届く場所で休養させる。
  - ・症状が改善が見られず、連絡がとれない場合は、顧問が責任をもって解散場所まで送り届ける。
- 緊急を要する場合は、救急車を呼ぶ等の丁寧な対応を行う。

### ※3 事前の対策として保護者と確認しておきたい事項

- ・ 休日の部活動（特に校外での活動）時に保護者と確実に連絡がとれること。
- ・ 校外で体調不良となった場合には、原則として迎えに来てもらうこと。
- ・ 家庭でも健康観察を行い、体調不良の場合無理をさせず、休養させること。
- ・ 万が一、体調が悪くなった場合は必ず申し出ることを徹底させる

## 5 活動について

- (1) 活動は、原則顧問が1名以上ついて活動する。
- (2) 顧問が学校不在の場合は、原則として活動は行わない。ただし、事情がある場合は、安全なメニューを提示し、顧問間で調整し、依頼された顧問が活動終了後に挨拶及び健康観察を行う。
- (3) 活動時間・活動場所は、指定された時間・場所で行う。
- (4) 活動場所の施錠は、顧問が責任をもって行う。生徒が施錠する場合も確実に借りた人が元の場所に戻すように指導を徹底する。
- (5) 活動場所の整理整頓を心がける。
- (6) 雨天時の活動は、指定された場所で特に安全面に留意した活動を行う。
- (7) 休日の活動は、顧問不在での活動は行わない。施設の開錠および施錠は顧問の責任のもと行う。  
トイレについては、指定された場所を使用する。
  - ・ グラウンド部活（西校舎1F）
  - ・ 体育館・松陵館・プール（施設内のトイレ）
  - ・ 校舎使用部活 吹奏楽（西4階）合唱（東4階）コンピュータ（南1階）学習（西2階）

## 6 活動時間（下校時間、休養日の設定、延長練習の決まり等）

- (1) 練習日程について
  - ・ 平日の活動は、朝練習か放課後練習どちらかのみ行う。
  - ・ 朝練習は7:00～8:00の1時間を上限とする。
  - ・ 放課後練習の活動時間は、上限を2時間以内とする。  
※「活動時間」とは、準備、片付け、移動時間は含まない。
  - ・ 月曜日の放課後は原則、諸活動停止とする。
  - ・ 1週間の活動時間が16時間を超えないように設定する。但し、大会やコンクール、記録会、錬成会等への参加時間で16時間を超える場合、その限りではない。（練習試合、合同練習等は含まない。）
- (2) 休養日の設定について
  - ・ 原則として、平日1日以上完全休養日を設定する。休日は原則として1か月に3日以上完全休養日を設定する。ただし、特技の特性、施設環境の条件、大会、練習試合等の日程を考慮し、柔軟に休養日を設定する。年間100日以上完全休養日は設定する。また、1か月を通して平日と休日の休養日のバランスが均等になるように調整する。
- (3) 長期休業期間の活動について
  - ・ 長期休業中の活動は原則として3時間程度とし、休養日の設定は、上記に準ずる。

#### (4) 定期試験前について

- ・定期試験前は、7日間前から活動停止とする。また、職員会議の日の放課後は原則活動停止とする。ただし、総体前や週に2回会議が実施される場合は実施してもよい。
- ・定期試験前後に大会が実施される場合、校長に承認を得た上で、保護者・生徒が同意した場合のみ、最大1時間程度の活動を認める。
- ・到達度テスト前の諸活動停止はなしとする。

#### (5) 延長練習について

- ・大会2週間前より活動終了時刻から45分間の延長練習を実施可。最長活動時間は18:30とし、18:45完全下校とする。(例:完全下校17:00の場合=16:45の活動終了時刻から45分間活動し、17:30活動終了、17:45完全下校)実施したい場合、校長に相談し、承認を得る。また保護者の方から「延長練習願い」の承諾をとる。  
※延長練習ができる大会は、小中体連主催の大会(県、関東、全国につながる大会やコンクール)or各部活において同等の大会とする。

#### (6) 練習試合・大会について

- ・大会への参加については、生徒・顧問の過度な負担とならないように配慮する。
- ・休日等を活用した遠征・練習試合・大会等への参加は、任意参加(希望制)とし、強制するものではない。
- ・学校外活動(東葛地区【松戸、柏、鎌ヶ谷、野田、流山】以外のときのみ)で活動を実施する場合、「部活動遠征届」を学校長に提出し許可を得る。原則として顧問が引率する。移動は徒歩または公共交通機関を利用し、自転車での移動は行わない。
- ・宿泊を要する場合には、校長の承認を得た上で、生徒・保護者の方の承諾を得た後、市内外を問わず2週間前までに「宿泊を要する届」を市教委に提出し、許可を得る。
- ・大会参加、会場使用について、顧問は事前指導を行い、マナーを守って行動する。
- ・遠征においても、学校生活の延長であるため、学校で決められているルールに準ずる。

#### (7) その他

- ・競技の特性に応じて、顧問の先生の判断により、松戸市のガイドラインに準じた活動時間を可とする。但し、月初め前に予定表を作成し、管理職と部活動担当に報告する。  
例:朝、放課後練習を上限2時間として行う場合は、休日に1日以上以上の休養日を設定する。
- ・5月から7月までの間は安全面を考慮し、学年別練習を可とする。

## 7 部長会

### (1) 下校指導について

完全下校時刻の15分以上前に部活動を解散した場合以外は、必ず部長、または、その代理が正門で部長会の下校指導に参加する。また、完全下校後に部長会を実施し、各部活の情報共有等を行う。

### (2) 部長会について

月1回程度の部長会を実施し、活動上の課題やよりよい運営等について情報共有・話し合いを行う。運営は、各学年部活動担当、部長会長を中心に行う。

## 8 その他

- (1) 原則として千教研が行われる時は、諸活動停止とする。
- (2) 練習時の服装について
  - ・原則として制服か学校ジャージとする。競技や種目によって顧問が判断した場合には、ユニフォーム・練習着・ウインドブレイカー等を着用してもよい。
  - ・部活単位で購入した練習着等は着用してもよい。
  - ・派手なシャツは着用不可。(常識のある範囲内で顧問の判断)
  - ・休日の登下校の服装は、部活動で定められた服装で行う。
- (3) 駐車場について
  - ・大会や練習試合の会場となった場合の保護者の駐車場使用については、各専門部長や練習試合相手校の顧問に事前に相談し、使用規定を設ける。原則として顧問のみの駐車、荷物下ろしの保護者の方の一時的な入校は認めるが、荷下ろし後速やかに退出を願う。また顧問は部活動保護者会にて事前に確認し、共有しておく。(応援のマナー等についても同様)
- (4) 保護者会について
  - ・運動部活は5月、新人戦前など代替わりの際に保護者の方に対し活動方針、年間の活動計画、並びに毎月の活動計画を公表し、保護者の方の理解を得る。
  - ・第一回の部活動保護者会(5月7日)は必ず行う。
  - ・第二回以降の部活動保護者会については、顧問の判断で実施とする。  
※基本的には各部活動顧問が必要だと判断したときに行うこと。
- (5) 月毎の部活動計画について
  - ・月ごとの部活動計画を生徒・保護者の方に配付し、適切な活動について理解を求める。
- (6) 3年生の引退後の部活動参加について
  - ・夏の総体、コンクール等、一中生としての活動を終えた3年生について、部活動の参加を認めない。但し、進路開拓における適正検査の実技において、当該競技・種目を利用する生徒に関しては、本人の希望があれば、「担任」「顧問」「部活動担当」「3学年職員」の了承、保護者の方の同意の下、計画的で適切な活動時間で参加可とする。

参考：文部科学省部活動ガイドライン、松戸市部活動ガイドライン